

# ガスが止まった?と思ったら

コンロの火がつかない、急にガスが使えなくなったときはガスメーターを確認してみましょう。

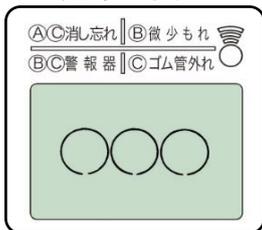


## こんなことはありませんか?

- ・一度にたくさんのガス器具を使用しませんでしたか?(コンロ、乾燥機、給湯器など)
- ・長時間ガス器具を使用していませんか?(煮込み料理をしていた、など)
- ・コンロの消し忘れはありませんでしたか?
- ・警報機がなったり、地震がおきたりしましたか?

## ガスメーターの表示を確認してみましょう!

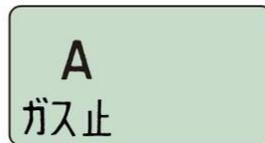
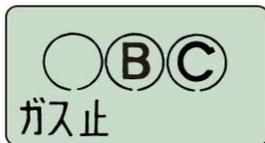
通常の表示



※機械によって多少異なります

異常がなく、通常時のガスメーター表示は左図のようになっています。まず、下記の表示が出ていないか確認し、原因を取り除き、ガス栓を閉めた状態で復帰作業を行いましょう。ガス漏れなどがない場合は、以下の手順を行えば通常の表示に戻り、再びガスが使用できる状態になります。

## ・以下の表示で異常事態をお知らせします・



### ガスの異常流量

- ・ゴム管が外れていませんか?
- ・一度にたくさんのガス器具を使用しましたか?

### ガスの長時間使用

- ・消し忘れはありませんか?
- ・ガス器具を長時間使用しましたか?

### 感震器・警報器作動

- ・地震(震度5相当以上)がありましたか?
- ・警報器が鳴りましたか?

### 圧力低下遮断

- ・ガス配管の圧力が低下した場合、自動的にガスが止まります。

### 電池電圧低下遮断

- ・電池電圧低下40日後に遮断します。

## 復帰手順

右の図に従って復帰作業を行いましょう。復帰作業を行っても表示が戻らない場合はすみやかに名護フロパンまでご連絡ください。

**名護プロパン**

TEL 0980-52-2418



表示部に現れた異常原因をもとに、原因を取り除いてください。



復帰ボタンを1~2秒押ししてください。

※機械によって復帰ボタンの位置が異なる場合があります



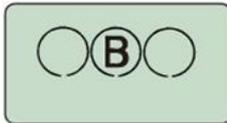
セキュリティ表示「ガス止」が消えて遮断内容の表示が減じます。



約1分間お待ちください。ガスメーターがガス漏れをチェックします。

配管やガス器具からガス漏れなどがあった場合は、再び遮断(異常表示)します

● 警告表示



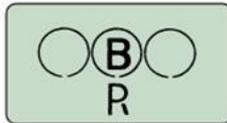
流量式微小漏洩警告

・30日以上連続して少量のガスが漏れている可能性があります。ホースのゆるみ、亀裂や割れの可能性があります。



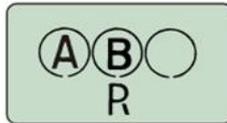
電池電圧低下警告

・メータの電池電圧が低下しています。



圧力式微小漏洩警告

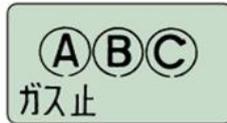
・微小なガス漏れを圧力で検知し、30日間以上一定圧力の上昇がない状態です。



調整圧力異常警告

閉塞圧力異常警告

・供給圧力の点検、調査が必要です。



ガス止

遮断異常警告

・遮断弁作動不良および遮断弁閉不完全の状態です。

他のセキュリティ表示の場合は 名護フロパン までご連絡ください

LPガスの性質

空気より重くニオイがある

LPガスは空気よりも重いため低いところに溜まります。また、ガス漏れ時に気づくよう異臭がつけられています。

燃焼には新鮮で沢山の空気を

LPガスが燃焼するには新鮮かつ、沢山の空気(酸素)が必要です。不完全燃焼を起こすとCO(一酸化炭素)が発生します。

液化した状態でボンベに入ってる

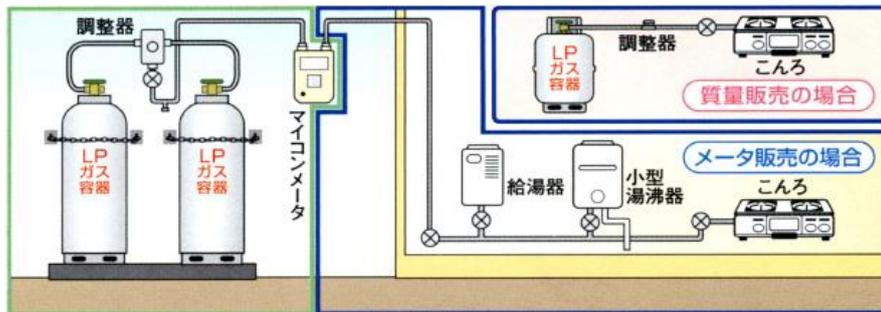
LPガスは圧力をかけて液化した状態でLPガス容器(ボンベ)に入っています。使用時は気体になり排出されます。

クリーンなエネルギー

LPガスは、環境負担が対照的に小さく、クリーンなエネルギーと位置づけられており、人体に有害なCO(一酸化炭素)は入っていません。

# LPガスを安心・快適にお使いいただくために

日頃お使いになるガス機器の安全管理は、ご自身で責任を持って行ってください。



LPガス販売店が行う安全管理

お客さまが行う安全管理

← 供給設備

→ 消費設備

供給設備とは

容器からマイコンメーターまでは、供給設備と呼ばれ、この部分は名護フロパンが責任を持って安全管理します。

消費設備とは

マイコンメーターの出口からガス機器まで(メーターのない場合は容器からガス機器まで)は消費設備と呼ばれ、法律上の管理責任はお客様にあります。

- いつも安心・快適にお使いいただくために、LPガスおよびガス機器などについて正しいご理解をいただくことが大切です。
- ガス機器の性能、正しい使用方法、お手入れ方法、保管方法などは取扱説明書や警告表示などをご確認上、正しくご使用ください。

安全・安心のために点検・調査にご協力ください。

## 原則として4年に1回以上の保安点検

調整器の機能点検、配管のガスもれ調査、ガス機器や給排気設備等の調査など、ガス設備全般についての点検・調査。

※点検・調査の結果、改善を指摘された設備については、改善や機器の交換などを行ってください。

※震度5以上の地震でガスメーターの感震器が作動し、ガスが遮断された場合まず、お客様自身で復帰作業を行っていただき、異常がある際は速やかに名護フロパン(☎ 0980-52-2418)までご連絡ください。